

Vol.22 「次の世代へ」

WIPO PCT国際協力部長 夏目 健一郎

1. 国連ファミリー

WIPOが知的財産に関する国際機関であるということは、本誌の読者の方々のご存知であろうが、WIPOが国連ファミリーの一員であるということ意識されている方はそれほど多くないかもしれない。国連にはニューヨークにある本部の他に各種の専門的分野を扱う専門機関が存在する。公衆衛生などを扱う世界保健機関(WHO)や労働問題を扱う国際労働機関(ILO)などの機関名を報道で目にするかもしれない。同様にWIPOも知的財産を扱う国連の専門機関として機能している。WIPOは特許、商標、意匠などの国際制度を提供し、また各種の支援も展開しているが、これらの活動は国連ファミリーの一員として行う、という側面もある。

2. 持続可能な開発目標

MDGsやSDGsという言葉が聞かれたことはあるか。SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は2015年9月にニューヨークの国連本部で開催された国連持続可能な開発サミットで採択された17の目標¹。17の目標それぞれにカラフルなアイコン²があり、目にされた方もおられるのではなかろうか。貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための目標を掲げており、具体的には「貧困をなくそう³」(目標1)、「飢餓をゼロに」(目標2)、「気候変動に具体的な対策を」(目標13)、「平和と公正をすべての人に」(目標16)などの目標が設定されており、国連加盟国は2015年から2030年までにこれらの目標を達成するべく力を尽くすこととなっている。これらはいずれも地球規模の課題であり、その解決が必要ないとは言ってもないが、知的財産の専門機関であるWIPOがどう関わるのか、今一つピンとこないかもしれない。確かにこれらの目標には知的財産という言葉自体は出てこないが、だからといってWIPOが無関係というわけではない。そこで今回はWIPOのSDGsへの貢献について紹介したい。

3. WIPOの取り組み

目標9は「産業と技術革新の基盤をつくろう」である。英語ではINDUSTRY, INNOVATION AND INFRASTRUCTUREだ。「イノベーション」は知的財産を扱うWIPOにとってはキーワードである。WIPOのミッションである「すべての人の利益のためのイノベーションと創造性を可能にするバランスの取れた効果的な国際知的財産制度の発展を牽引する。」は正に産業と技術革新の基盤の構築に貢献するものである。

さらにイノベーションはその他の目標達成のために不可欠であると言える。飢餓の問題(目標2)、健康と福祉(目標3)、エネルギー問題(目標7)、働きがいと経済成長(目標8)、住み続けられるまちづくり(目標11)や気候変動(目標13)などにイノベーションが果たす役割は大きい。

(1) 国際知財制度

イノベーション-日本語では技術革新と訳されることが多い-のためには、それを保護する知的財産制度の果たす役割は見逃げない。

特許に関するPCT制度、商標に関するマドリッド制度、意匠に関するハーグ制度に代表されるWIPOのグローバルな知財制度は、産業とイノベーションを支え、促進する基盤そのものと言っても過言ではなかろう。これらの制度の利用者は先進国が高い割合を占めているが、WIPOは制度活用のための各種の支援を途上国、後発開発途上国に対して展開しており、グローバルな基盤づくりに貢献している。

(2) パートナリシップ

SDGsの目標17はパートナーシップの活性化である。WIPOはグローバルなイノベーションエコシステム強化のため、様々なパートナーシップを通じた活動を展開している。

WIPO GREENは、環境関連技術に関する

データベースを提供し、技術を必要とする側とのマッチングの場やネットワークを促進し、環境問題、気候変動への取り組みを支援している。(WIPO GREENはWIPOのプロジェクトであるが、日本知的財産協会の提案に基づくものであり、日本発のアイデアである。)イノベーションに関する目標9はもとより、衛生問題(目標6)、エネルギー問題(目標7)、気候変動(目標13)、海洋問題(目標14)など様々な目標達成に貢献が期待できる。

いわゆる顧みられない熱帯病やマラリア、結核に苦しむ患者のため、医薬品、ワクチン、診断方法などの開発を加速化することを目標としているパートナーシップがWIPO Re:Searchである。官民協力、製薬企業との研究パートナーシップなどを支援しており、これまでに150を超えるコラボレーションが実現している⁴。これは健康問題(目標3)に貢献する例である。

点字図書、オーディオブック、大活字図書などの視覚障害のある方々がアクセスできる形の本を増やすという目標を掲げるアクセシブル・ブック・コンソーシアムは、WIPOの別な官民パートナーシップである。WIPOには関連する条約があるが、その条約の実際的な実施のために設けられた。これまでに6,600を超える初等、中等、高等教育資料を視覚障害のある方々がアクセスできるようにするための財政援助を行ってきた。教育に関する目標4に貢献する。

これがすべてではないが、このようにWIPOもSDGs達成のために様々な取り組みを行っている。加盟国に対しては、WIPOの常設委員会である「開発と知的財産に関する委員会」で毎年報告を行っている⁵。またWIPOのウェブサイトにもSDGsに関するページも設けられている⁶。このページでは技術協力の例として日本による技術支援の例も紹介されている⁷。

4. 持続可能性

「持続可能な開発」とは、「環境と開発に関する世界委員会⁸」が1987年に公表した報告書「Our Common Future」(我ら共有の未来⁹)

において取り上げられた概念¹⁰であるが、報告書の中では、「次世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく、現代代のニーズを満たす開発」と定義している¹¹。

世界の先行きが不透明なこの時代、次の世代がそのニーズを満たす能力を損なうことがないようにバトンをつなぐことが今の世代、我々の責任だと感じる今日この頃である。

¹ 「国連持続可能な開発サミット」(2015年9月25日-27日、ニューヨーク国連本部)の成果文書として、「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された(https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1、日本国外務省の日本語訳は<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>からアクセス可能)。17の目標と169のターゲットからなる。

² https://www.un.org/ru/activity/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/sdgs_icon/にアイコンの一覧が示されている。ロゴは、https://www.un.org/ru/activity/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/からアクセス可能。

³ 正確には「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」(End poverty in all its forms everywhere)であるが、アイコンには「貧困をなくそう」(NO POVERTY)と簡潔な表現が示されている。

⁴ https://bvgh.org/wp-content/uploads/2019/07/Agreements_in_Place-July-2019.pdfから一覧にアクセスできる。

⁵ 2019年5月に開催された委員会に提出された報告書は、https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/cdip_23/cdip_23_10.pdfからアクセス可能。

⁶ <https://www.wipo.int/sdgs/en/story.html>
⁷ 詳細が更に、https://www.wipo.int/cooperation/en/funds_in_trust/japan_fitp/taita_basket_branding.html、https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2018/06/article_0004.htmlに紹介されている。

⁸ 委員長を務めていたノルウェー首相(当時)の名前からブランドラント委員会と呼ばれる。

⁹ 環境省のウェブサイト(https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/re_04.pdf)では「我ら共有の未来」とされているが、日本での出版物の邦文タイトルは「地球の未来を守るために」である。

¹⁰ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sogo/kaihatsu.html>

¹¹ 原文は「Sustainable development is development that meets the needs of the present without compromising the ability of future generations to meet their own needs.」である(<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/5987our-common-future.pdf> (p.41, 第一段落))。

Ken-ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。